

# 感染リスク低減に向けた園運営のガイドライン(Ver.5.1)

## ～「丹波篠山市立園の新しい生活様式」～

丹波篠山市教育委員会

感染症対策のポイントは、「**感染源を絶つこと**」「**感染経路を絶つこと**」「**抵抗力を高めること**」であることを踏まえ、今後の園運営についても、リスク低減に向けて、以下の点に留意して取り組むこと。さらに、乳幼児は児童生徒等と比較して抵抗力も弱いいため、乳幼児の生活や行動の特徴を踏まえ、感染症に対する正しい知識や情報に基づいた感染症対策を行うことが重要である。

なお、この内容については現時点の最新の知見に基づき作成したのですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものであることを申し添えます。

### (1) 園における乳幼児の生活と行動の特徴

- 集団での午睡や食事、遊び等では、子ども同士が濃厚に接触することが多いため、飛沫感染や接触感染が生じやすいということに留意が必要である。
- 特に乳児は、床をはい、また、手に触れるものを何でも舐めるといった行動上の特徴があるため、接触感染には十分に留意する。
- 乳幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取り扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人からの援助や配慮が必要である。



### (2) 一人一人の基本的な感染対策について

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、新規感染者数が限定的となった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があることから、引き続き、感染防止の3つの基本：①人との十分な距離②マスクの着用（本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと）

③手洗いについての指導(年齢に応じた指導を行う)

※これらの取組は、職員や、園に出入りする関係者の間でも徹底されるようにすること。

- 人との間隔は、可能な限り（1m以上）空ける
- せきエチケット（子どもの年齢等に応じてマスクを着けて行動）
- 正しい手洗いの方法を知り、行う
- 体調管理（十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事）
- 可能な限り常時換気に努める。

「密閉」回避（換気の徹底）については、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」

～(2021.11.22Ver.7) P33～36 参照



### (3) 園生活を送るための集団感染対策について

- 手洗い（保育所における感染症対策ガイドライン P27 参照）  
（基本は流水と石けんでの手洗い。清潔なハンカチ等の持参。）
- 換気（適切な方法で行う。※エアコン使用時も換気が必要）
- 「3密」（密集・密接・密閉）の重なりを避ける
  - ・3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限りそれぞれの密を避けることが望ましい。
  - ・政府の分析結果から、園においては、「3密」と「大声」に注意することが必要。
  - ・座席配置については、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気と組み合わせるなど柔軟に対応。



【3密と大声に注意】

### (4) 園生活の各場面別の感染対策について

#### 登降園時

- 毎朝の検温及び風邪症状の確認（健康観察カードの提出 など）
- 欠席（登園できない）園児への対応（健康面の確認、可能な範囲で同居家族の健康面の確認など）（別紙1）
- 送迎…保護者の保育室への出入りはできるだけ控えていただく。（保護者はマスクを着用）送迎の際の滞在時間はできるだけ短く速やかに行っていただくこと。
- スクールバス…3つの条件（換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声 など）が同時に重ならないようにすること。
- 降園後、保育室やトイレなど、多くの園児が手を触れた箇所や保育・教育活動等で使用した用具などは、消毒液を使用して清掃を行う。（ドアノブ、手すり、スイッチ、玩具 など）
- 普段の清掃・消毒のポイント
  - ・床…通常の清掃活動の範囲で対応。特別な消毒作業は不要。
  - ・机、椅子…必要に応じて家庭用洗剤等を用いて拭き掃除。特別な消毒作業は不要。
  - ・大勢がよく手を触れる箇所…1日に1回程度、消毒作業を行う。家庭用洗剤等を用いた拭き掃除

で代替可能。なお、園児の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能。

- ・トイレや洗面所（手洗い場）…家庭用洗剤等を用いて通常の清掃活動の範囲で対応。特別な消毒作業は不要。
  - ・器具、用具や清掃道具などの共用物…使用前後に手洗いを行うよう指導。使用の都度の消毒は不要。（消毒作業については、一日の中で可能な時間帯に実施。過度な負担にならないよう留意する。）
- 消毒の方法等について
    - ・人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を不適切に空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから注意する。
    - ・オゾン式空気清浄機は、適切な使用方法で、必要に応じて活用すること。

- 感染者が発生した場合の消毒について

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver7) P30～33 参照

#### 園生活での留意事項

□朝の会・・・狭い空間や密閉状態での異年齢での集会

(対応) 場所、時間、開催方法等について十分に配慮する。

歌を歌う時は、できるだけ間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにする。

□保育室での活動・・・制作、リズム遊び等

(対応) 園児同士の間隔は、可能な限り最大限の間隔を保持し、活動の前後など随時手洗いを指導する。

□屋外での活動・・・園庭での活動、散歩等

(対応) 活動中のマスクの着用については、十分に呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意し、また、汚れた手で触るなど衛生的に着用ができないことも考えて柔軟に判断する。

水を使用しての遊びに関しては、活動後に流水でしっかりと手や足などを洗い、清潔な服装が保てるように援助や配慮をする。また、使用した用具(タライや玩具等)は放置せず、使用後は片付ける。

水遊びについては、着替えの時や水遊び中に3密が重ならないように気をつけ、タオル等を他児の物と間違えて使用することのないように注意すること。

※今年度についてもプール遊びを中止とする。(簡易ビニールプールに入ることも中止)

□熱中症事故の防止について

(対応) 乳幼児は、体温調節機能が未発達のため、体に熱がこもりやすく、体温が上昇しやすくなる。また、自分で水分を補給したり、服を脱いだりするなどの暑さ対策ができず、遊びに熱中してしまい、暑さを忘れて熱中症になる場合もある。そのことを踏まえ、対策をとる必要がある。

屋外で遊ぶ時は、天気予報や「暑さ指数(WBGT)」を参考に、活動の時間帯を考え、テント等を活用して日陰で遊んだり、ミストシャワー等を活用したりするなどの対策を考える。(WBGTは環境省ウェブサイトで提供：<https://www.wbgt.env.go.jp/>)

また、1日1回程度は、シャワーなどの水遊びで体温を下げることやこまめに水分補給の時間を設ける。

室内では、エアコンや扇風機など空調設備を適切かつ柔軟に使用する。感染予防のため、換気扇や窓開放によって換気を確保しつつ、エアコンの温度設定をこまめに調整する。

乳幼児(特に低年齢児)は、自ら体の不調を訴えることがうまくできないため、保育者が健康観察を励行する。

□クッキング

(対応) 調理などについては、年間計画の中での順序を変更するとともに、衛生管理に努める。

□医療的ケア児や基礎疾患児への対応・・・園児と接する機会がある職員

(対応)自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らす。

#### □給食または昼食

(対応)食事の前には、必ず手洗いをする。給食の配膳については、マスクを着用した職員が行う。また、園児の給食・昼食の際は、可能な限り向き合わないようにし、大声での会話は控えるように工夫をする。毎回テーブル等の消毒は行う。

#### 学校給食に関すること

□スプーンを持参する。

□配膳は、できるかぎり一回で終え、おかわりが発生する場合の配食は、職員が行う。

□牛乳パックの回収については、回収時の「3密」を避けるため、当面の間、園において処分可とする。

#### 園行事に関すること

□開催時期、場所、時間、開催方法等について十分に配慮すること。

#### (参考)各園行事における工夫の例

各園の実態に応じて、従来の形式と形を変えて適切に判断すること。

##### ◆儀式的行事（入園式・卒園式など）

・感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとる など

##### ◆文化的行事（発表会、お楽しみ会など）

- ・小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする
- ・クラスごとの発表を映像や音声にとり、モニターで観る など

##### ◆健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会など）

- ・健康診断の実施は、学校保健安全法に定められているものであり、園児等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるため、毎学年、6月30日までに実施する必要がある。  
ただし、令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに健康診断を実施することができない場合は、令和3年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること（別添資料4参照）。
- ・健康診断について、例えば、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くなならないよう十分配慮する（「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22Ver.7)」のP58、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について（令和2年3月19日付け事務連絡）」）参考
- ・避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各保育室等で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする など
- ・例えば、運動会は時間短縮するなどの工夫が必要である。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要



に応じて開催の延期など実施時期について検討する

※園児が密集する運動や、園児が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせる。

※開閉会式での園児の整列、園児による応援、保護者等の参観、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する。

#### ◆遠足・他園との交流

- ・バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、余裕をもって座れるようにする など
- ・交流園と十分に話し合い、体調の悪い園児・職員がある場合は、延期、または中止するなど柔軟に対応すること。

#### その他参考資料

保育所における感染症対策ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

環境省 熱中症予防情報サイト

<https://www.wbgt.env.go.jp/>

熱中症環境保健マニュアル2018

[https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_manual.php](https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)

厚生労働省HP「新型コロナウイルスに関するQ&A（一般の方向け）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_ga\\_00001.html#Q6-5](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html#Q6-5)

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7)

[https://www.mext.go.jp/content/20211122-mxt\\_kouhou01-000004520\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20211122-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf)

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22Ver.7)別添資料

[https://www.mext.go.jp/content/20211122-mxt\\_kouhou01-000004520\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20211122-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf)

(別紙1)

#### 【登園の判断】

##### ●園児等

発熱等の風邪の症状がみられる園児については、自宅で休養させることを徹底する。

症状に改善が見られない場合や症状が継続する場合には、速やかにかかりつけ医を受診する。職員についても同様の対応とする。

- 医療的ケアを必要とする乳幼児（以下、医療的ケア児という。）や基礎疾患等があることにより重症化のリスクが高い乳幼児（以下、基礎疾患児という。）

医療的ケア児の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれてい

ることから、医療的ケア児が在籍する園においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登園の判断をします。その際、医療的ケア児が在籍する園においては、園での受入れ体制も含め、園医にも相談します。（「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について（令和2年6月19日付け事務連絡）」）参考

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い園児についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登園の判断をします。

※これらにより、出欠の扱いについては、以下1～4の通りとする。（0～5歳児共有）

- 1 園児の感染が判明した場合又は、園児が感染者の濃厚接触者に特定された場合  
児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定に基づく出席停止の措置を取る。
- 2 発熱、普段より強い咳・息苦しさ・強いだるさがある等の強い風邪の症状がみられる場合  
やにおい・味がしない場合  
同条に基づく出席停止の措置を取る。  
※発熱については、37.5℃を目安としつつ、平熱を鑑みて判断すること。
- 3 医療的ケアを必要とする乳幼児や基礎疾患等がある乳幼児の場合  
主治医等の見解を保護者に確認の上、登園の判断をする。登園すべきでないと判断した場合の出欠の扱いについては、「非常変災等園児又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、園長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。また、指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。
- 4 保護者等から感染が不安で休ませたいと相談があった場合
  - (1) 原則として欠席とする。
  - (2) 保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、園所在地の感染状況や園で講じる感染症対策について十分説明し、理解を得るよう努める。  
※どうしても保護者等の理解を得られない場合は、市教委まで連絡ください。
  - (3) 生活圏において感染経路が不明な患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると園長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取扱いも可能とする。

#### 【職員の感染症対策】

職員においては、園児と同様、基本的な感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用する。また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は自宅で休養する。また、職員については、休みをとりやすい職場環境も重要。

具体的には、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、職員間で業務の内容や進捗、クラスの状況等の情報共有を日頃から行うことや、職員が出勤できなくなった場合の指導体制等の園務分掌について検討を進めることなどの工夫も有効。